

令和4年度効果的な風評払拭に向けた情報発信等事業に係る企画競争について
下記のとおり企画競争を行います。

令和4年11月16日

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官
原 崇

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官
復興庁会計担当参事官 原 崇

2 企画競争の内容

【1】事業名

令和4年度効果的な風評払拭に向けた情報発信等事業

【2】事業の目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の放射線事故から11年が経過した今なお続く風評を払拭することは、福島の復興・再生において重要な課題である。そのため、風評の払拭に向けて、伝えるべき対象、伝えるべき内容、発信の工夫について、具体的に示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」（以下、「戦略」という。）を平成29年12月に取りまとめ、政府一体となって情報発信に取り組んでいるところである。

他方、民間有識者の助言に基づき更なる効果的な情報発信の方策を検討する「持続可能な復興広報を考える検討会議」（以下、「検討会議」という。）において、国による科学的根拠に基づく情報発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信すること、体験等を通じて水産物等の安全性に関する消費者の興味喚起等により戦略を一層強化することの重要性や、偏見・差別に繋がり得る放射線に起因する健康影響に対する理解が未だに進んでいない状況があるとの指摘があったところである。

本事業は、上記の背景を踏まえ、福島県内の市町村による情報発信の現状把握、専門家によるアドバイスの実施、水産物の安全性の確認や試食をパッケージとしたイベントの開催、放射線の健康影響に係る情報発信等を実施するものである。

【3】事業内容

上記2の主な目的のために、以下の業務を実施すること。

なお、本事業を進めるに当たっては、他事業との調整や時期に応じた柔軟な対応が必要であることなどから、復興庁（以下「当庁」という。）と緊密な連絡体制の下で事業を実施すること。

(1) 福島県内の市町村による情報発信の現状把握等

福島県内の20市町村程度(相馬市、二本松市、本宮市、天栄村、南会津町、西会津町、磐梯町、会津坂下町、湯川村、三島町、金山町、昭和村、泉崎村、中島村、矢吹町、埴町、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、大熊町から選定)による風評払拭や魅力に係る情報発信の現状や将来の計画、実施上の課題等について、ヒアリング等を通じて整理する。また、当該情報を整理した市町村のうち5市町村について、広報に精通するアドバイザーを派遣し、現地を踏査した上で広報の改善点等についてアドバイスを行う。

(2) 福島県水産物の安全性に係る理解度向上のためのイベント

福島県外の者が釣り、放射線測定、試食等の体験を通じて福島県産水産物の安全性に関する理解を深めるためのイベントを開催する。また、本イベントの集客や認知度獲得を目的とした広報を行うとともに本イベントの実施内容についてイベント事後に全国に向けて発信を行うこととする。

(3) 放射線に起因する健康影響に対する理解促進

放射線に起因する健康影響に関する科学的知見に基づく情報について、医療機関の待合室等において利用されることを想定したコンテンツを作成し医療機関に配布等するなど、同機関を通じた情報発信を行う。

(4) 検討会議における議論を踏まえた整理

検討会議における風評影響の払拭に向けた構成員からの指摘と、復興庁の過去3年間における風評払拭に関する情報発信の対応関係について整理する。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)の成果をとりまとめ、報告書を作成する。

(6) 事業実施期間

本事業の実施期間は、契約締結日から令和5年3月31日(金)までとする。

3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

4 企画競争説明会の開催

オンラインで開催する。なお、説明会の詳細については、5(1)エの担当者まで問合せること。

5 企画提案の手續等

(1) 企画提案募集要領の交付期間、企画提案書の提出期限等

ア 企画提案募集要領の交付期間

令和4年11月16日(水)から同年12月8日(木)まで

イ 企画提案募集要領の交付方法

企画提案募集要領の交付を希望する場合は、下記エの復興庁原子力災害復興班の担当者まで問い合わせること。

ウ 企画提案書の提出期限

令和4年12月9日(金)12時まで

エ 企画提案書の提出先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6階
復興庁原子力災害復興班 米倉、大曲
電話 03-6328-0244

(2) 企画提案書の提出方法

上記5(1)エあて、原則郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着。)で10部及び電子媒体(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク)1部)を提出すること。なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、一太郎、pdf形式のいずれかとする。ただし、映像資料についてはWindows Media Playerで動作するものとする。

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。

※宅配便も可とする。

6 契約候補者の選定方法

令和4年度効果的な風評払拭に向けた情報発信等事業に係る企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和4年12月末までに通知する。

9 その他

詳細は令和4年度効果的な風評払拭に向けた情報発信等事業に係る企画提案募集要領による。

(以 上)